

「医療法人等にかかる所得金額の計算書」記載の手引き

徳島県

この計算書は、徳島県に主たる病院・診療所等を有する①医療法人（公益法人及び人格のない社団等で医療保健業を行うものを含みます。）又は②医療施設に係る事業を行う農業協同組合連合会（以下、①、②を「医療法人等」といいます。）が、法人の事業税の確定申告書及びこれに係る修正申告書を徳島県に提出する場合に、添付してください。

この計算書を提出する場合は、6 ページ「6 添付書類のお願い」に記載の書類を添付してください。

ただし、法人税の申告において租税特別措置法第67条（社会保険診療報酬の所得計算の特例）第1項の規定の適用を受ける場合は、この計算書を提出する必要はありません。なお、該当する法人は法人税法施行規則別表10（7）の写しを添付してください。

所得金額がマイナスである法人、又は⑨欄の「繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額」を控除した⑩欄の「課税標準となる所得金額」がゼロとなる法人についても、収入金額により計算の上、この計算書を提出してください。

1 「医療法人等に係る所得金額の計算書（本表）」（上段部分）の記載方法

「総所得金額」①欄	①の金額欄には、地方税法施行規則第6号様式別表5「所得金額に関する計算書」の「再仮計」欄の額を記載してください。 なお、当該金額が欠損金である場合は、当該金額に△印を付して記載してください。
「土地等の譲渡所得金額等」②欄	②の金額欄には、次の土地等の譲渡所得を記載してください。 ①欄の「総所得金額」の計算上益金又は損金の額として計算した土地（建物又は構築物の所有を目的とする地上権及び賃借権を含みます。）の譲渡益若しくは売却益又は譲渡損若しくは売却損の額（以下、「土地の譲渡益等」といいます。）がある場合は、土地の譲渡に要した経費を控除した後の譲渡所得等を記載してください。 ただし、土地の譲渡益等には、法人税法第50条（交換により取得した資産の圧縮額の損益算入）又は租税特別措置法第3章第6節（資産の譲渡の場合の課税の特例）の規定により損金の額に算入した部分の金額は含めないでください。 なお、土地の譲渡経費は、次のものをいい、譲渡した資産の維持管理に要した修繕費、保有期間中の負債の利子その他の費用は含まれません。 （1）仲介手数料 （2）譲渡のために行った測量費用 （3）借家人に支払った立退料 （4）土地を譲渡するために資産を取壊し、除去等をしたことにより生じた損失の額 また、有価証券に係る譲渡所得金額及び評価損益の額も②欄に加えてください。その他、営業権の譲渡、贈与、寄附金、受贈益、寄贈等の収入がある場合も、軽微なものを除き、土地譲渡益等と同様の取扱いをします。
「医療保健業の所得金額と区分して算定した所得金額」③欄	③の金額欄には、医療保健業の所得金額と、その他の所得金額とを区分して算定している場合に、区分して算定された医療保健業の所得金額以外の所得金額を記載してください。
「社会保険分の医療収入金額（付表A欄	⑤欄の「社会保険分の医療収入金額」には、付表A欄の額を転記してください。

の額)」⑤欄	※ 付表の記載方法は後述。
「医療保健業等の総収入金額(付表D欄の額)」⑥欄	⑥欄の「医療保健業等の総収入金額」には、付表D欄の額を転記してください。 ※ 付表の記載方法は後述。 「医療保健業等の総収入金額」とは、当該事業年度の所得の計算上、益金の額として経理したもののうち、収入金額の合計金額をいうものです。 したがって、各種引当金及び準備金の戻入額は収入金額に含めず、損金経理した貸倒金は収入金額から減算しません。 また、②欄の「土地等の譲渡所得金額」及び③欄の「医療保健業の所得金額と区分して算定した所得金額」は別途算定するので、これらにかかる収入金額は⑥欄の「医療保健業等の総収入金額」には含まれません。
「社会保険分の所得金額(④×⑤/⑥)」⑦欄	⑦欄の金額は、⑤欄の金額を⑥欄の金額で除して得た数値(小数点以下第6位までの数値。ただし、小数点以下第6位未満の端数があるときは、これを切り上げた数値)に、④欄の金額を乗じて算定してください。 なお、算定した数値に1円未満の端数がある場合、正の値であるときは切り上げ、負の値であるときは切り捨ててください。
「繰越欠損金または災害損失金の当期控除額」⑨欄	⑨欄の金額は、法人事業税の課税標準に対応する繰越欠損金等について記載してください。

2 「計算の基礎とする収入金額の計算書(付表)」(下段部分)の記載方法

「社会保険診療に係る収入金額」の各欄	「社会保険診療に係る収入金額」の各欄には、地方税法第72条の2第3項の社会保険関係法律等の規定に基づく医療等の給付について支払いを受けるべき次の金額を記載してください。 (1) 保険者からの収入金額 査定損益は、収入金額に加算又は減算してください。 (2) 被保険者が負担する一部負担金(保険外併用療養費、入院時食事療養費、入院時生活療養費、訪問看護療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費、特別療養費に相当する分を含みます。) (3) 社会保険各法に係る医療費を被保険者(医療費助成対象者を含みます。)に代わって、徳島県等が支払った金額 なお、社会保険各法に基づく医療費でないもの及び利子補給金・事務取扱手数料等はその他の収入金額となります。
「その他の収入金額」の各欄	
自費診療収入	この欄には、美容整形、正常分娩、歯科自由診療等の患者の自費にかかる治療代として収入すべき金額を記載してください。
受託医療収入	この欄には、学校又は事業所等の契約に基づく各種の健康診断、予防接種等集団的保健予防活動による収入すべき金額を記載してください。
その他の医療収入	この欄には、医療相談収入(人間ドック、妊産婦保健指導等個別的保健予防活動にかかる収入)及び付表における上記8項目に該当しない医療等の給付により収入すべき金額を記載してください。
患者、付添人食事代収入	この欄には、社会保険関係法律等の規定に基づく医療等にかかる食事代以外の、患者又は付添人等から別途食事代として収入すべき金額を記載してください。

生産品等販売収入	この欄には、作業療法等を通じて生産した農作物等の生産品を販売すること、又は物品等の加工若しくは修理を請け負うことにより収入すべき金額を記載してください。
受託検査・技工、施設利用収入	この欄には、他の医療機関からの検査の委託を受けた場合の検査収入、歯科技工収入及び医療設備器械を他の医療機関の利用に供した場合の収入金額を記載してください。
嘱託収入	この欄には、受託医療収入以外で学校又は事業所等の嘱託医であることにより収入すべき金額を記載してください。
利子等及び配当等収入	この欄には、当期中に収入した所得税法第174条（内国法人にかかる所得税の課税標準）第1号及び第2号の利子等及び配当等の額（所得税額等控除前の額）を記載してください。
その他の付随事業収入及び雑収入	この欄には、医療保健業に比して社会通念上独立した事業部門と認められない軽微なもので医療保健業付帯事業として発生する収入金額、補助金、寄附金及び付表における上記のいずれにも該当しないものの収入金額を記載してください。 なお、各種補助金・委託料等、付表の「その他の収入金額」の各欄に記載されていない収入科目について、当該記載の手引きの4ページ以降、「計算の基礎とする収入金額の計算」の記載上の留意点（取扱一覧表）に、その他の収入に含むか否か等を整理してありますので、当該一覧表に準じて計上してください。
その他の事業の収入金額	この欄には、その他の事業の所得金額を区分計算しないで計算する場合にのみ、その他の事業の売上又は収入金額を記載します。
その他留意事項	法人税法施行規則別表4で加算又は減算した収入金額は、損益計算書の各科目ごとの収入金額にそれぞれ加算又は減算してください。 なお、法人税の更正又は決定を受けた場合についても更正、決定により加算又は減算された収入金額について同様に計算してください。

3 その他の収入に含まない収入金額

受取配当等	受取配当等のうち、法人税法第23条（受取配当等の益金不算入）の規定により益金に算入されない金額。
経費の戻入等	（1）各種引当金及び準備金の益金算入額等経費の戻入に相当する収入 （2）一度経費として支出した後、当該経費が過大であるため、払い戻されたことによる収入 （例） 租税の還付金（還付加算金はその他の収入に含めます） （例） 償却資産の売却益（ただし、取得価額を超えた部分は、その他の収入に含めます） （3）従業員の福利厚生としての経費にあてるため、従業員から徴収している収入 （例） 従業員の社宅・寮等の使用料収入及び食事代収入 （例） 従業員のために設けた保育施設の利用料金
消費税額（地方消費税を含む）	計上した収入金額に消費税が含まれる場合は、その消費税額（ただし、課税事業者に限ります）。
益金に計上した消費税の額	還付された消費税額はその他の収入に含みません。 ※ 税抜き経理方式で、仮受消費税から仮払消費税を差し引いた金額より簡易課税制度を適用した場合の消費税の額が少ない場合には、その差額は益金に算入されますが、この場合の益金に算入した金額は、その他の収入に含めます。

4 「計算の基礎とする収入金額の計算」の記載上の留意点（取扱一覧表）

記載されていない収入科目の収入金額については、この一覧表に準じて計上してください。

（ア）又は（イ）欄の○印の項目を計上してください。

（ウ）欄に該当するものは、計上不要です。なお、（エ）欄は、別計算を行います。

収 入 科 目	社会保険分の医療収入 (ア)	その他の収入に含む (イ)	その他の収入に含まない (ウ)	別計算 (エ)
社会保険分の医療収入	○			
介 護 保 険 収 入	○ (注1)	○ (注2)		
生活保護法に規定する 介護扶助に係る収入	○ (注1)	○ (注2)		
窓 口 現 金 収 入	○ (社会保険分)	○ (社会保険分以外)		
家 族 療 養 費	○ (注3)			
公 費 負 担 分	○ (社会保険分)	○ (社会保険分以外)		
保 険 等 査 定 増 減	○ (社会保険分)	○ (社会保険分以外)		
労働者災害補償保険法の医療収入		○		
自動車損害賠償責任保険の医療収入		○		
公 害 診 療 収 入	○ (非公害医療機関分)	○ (公害医療機関分)		
自 費 診 療 収 入		○		
入院料、ベッド代差額収入		○		
健康診断・受託医療収入		○		
医 療 相 談 収 入		○		
利子補給金・事務取扱手数料		○		
付添人食事代収入		○		
健康診断等証明収入		○		
生 産 品 等 販 売 収 入		○		
受託技工、検査料等収入		○		
嘱 託 収 入		○		
受 取 利 息 配 当 金		○		
電話、電気、ガス、テレビ、 寝 具 等 使 用 料 収 入		○		
不 用 品 売 却 収 入		○		
特 菜 料 収 入		○		
従 業 員 給 食 収 益			○	
院内保育の保育料収入			○ (従業員使用分)	
社 宅 ・ 寮 収 入		○ (役員への貸与分)	○ (従業員使用分)	
企 業 年 金 払 戻 金			○	
債 務 免 除 益			○	
仕 入 値 引			○	
現 金 過 不 足			○	
自 動 販 売 機 収 入		○		

収 入 科 目	社会保険分の医療収入 (ア)	その他の収入に含む (イ)	その他の収入に含まない (ウ)	別計算 (エ)
ハブラシ・おむつ等販売収入		○		
印 紙 等 販 売 収 入		○	○ (販売差益の生じないもの)	
販 売 手 数 料		○		
各種補助金・委託料		○ (注4)	○ (注5)	
予防接種補助金・委託料		○		
救 急 医 療 協 力 金		○		
救 急 診 療 委 託 料		○		
休日準夜診療委託料		○		
各種(旅行・忘年会)協賛金		○		
各種祝金・協力金等		○		
保険解約・満期返戻金			○	
保 険 等 の 配 当 金		○		
生命保険金・損害保険金		○	○(注6) (支払相当額と相殺されたもの又は 圧縮損等により収益反映しないもの)	
有価証券売却益・評価益				○
償 却 資 産 売 却 益		○ (取得価格を超える部分)	○	
看 護 学 院 収 入		○ (区分経理のできないもの)		○
施 設 等 利 用 料		○		
土 地 譲 渡 益 等				○
贈与・寄附金・受贈益等		○ (軽微なもの)		○
その他の事業に係る所得		○ (軽微なもの)		○
各種引当金及び準備金の繰戻額			○	
租 税 の 還 付 金			○	
還 付 加 算 金		○		

(注1) 介護保険収入及び生活保護法に規定する介護扶助に係る収入のうち、社会保険分の医療収入は地方税法第72条の23第3項第2号及び第4号により限定されています。

【①訪問看護②訪問リハビリテーション③居宅療養管理指導④通所リハビリテーション⑤短期入所療養介護⑥介護予防訪問看護⑦介護予防訪問リハビリテーション⑧介護予防居宅療養管理指導⑨介護予防通所リハビリテーション⑩介護予防短期入所療養介護⑪介護保健施設サービス⑫介護医療院サービス⑬指定介護療養施設サービス】に係る収入に限ります。

(注2) その他の収入に含むもの

【訪問介護、主治医意見書作成料】等、(注1)に掲げるサービス以外の収入

※ (注1)・(注2)の区分については、次ページをご参照ください。

(注3) 保険外併用療養費、入院時食事療養費、入院時生活療養費、訪問看護療養費、家族訪問看護療養費、特別療養費も同様の扱いです。

(注4) 医療保健業に対する業務の対価として支払われる委託料、協力金、手当などの内容であるものは、その他の収入に含めてください。

(注5) (注4)以外の補助金、例えば国・地方公共団体及びこれらに準ずる公的機関から収入した、施設整備に対する助成金、雇用に対する補助金、借入に対する助成金、臨床研修費等補助金等が該当します。

(注6) 「支払相当額と相殺されたもの」とは、例えば損害保険又は生命保険の保険金のうち事故当事者等又は当該親族等へ支払った額をいい、「圧縮損等により収益反映しないもの」とは、法人税法等の規定により損金算入が認められる収入金額を言います。損害保険金及び物的な損害の賠償金が、補修費用等実費相当額を超える金額、休業補償・所得補償等の保険金は、その他の収入に含まれます。

5 介護保険法の規定に基づくサービスの種類による計上区分

	サービスの種類		「介護給付費等支払 決定額内訳書」の印字	計上区分	
				社会保険分 の医療収入	その他の 収入
指定居宅サービス	訪問通所	訪問介護 (ホームヘルプ)	訪問介護		○
		訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護	訪問入浴介護 予防訪問入浴介護		○
		訪問看護 介護予防訪問看護	訪問看護 予防訪問看護	○	
		訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	訪問リハビリ 予防訪問リハビリ	○	
		通所介護 (デイサービス)	通所介護		○
		通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション (デイケア)	通所リハビリ 予防通所リハビリ	○注	○注
		福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与	福祉用具貸与 予防福祉用具貸与		○
	短期入所	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	短期入所生活介護 予防短期入所生活介護		○
		短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護 (介護老人保健施設)	短期入所老健施設 予防短期入所老健施設	○注	○注
		短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護 (介護療養型医療施設等)	短期入所医療施設 予防短期入所医療施設	○注	○注
		短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護 (介護医療院)	短期入所医療院 予防短期医療院	○注	○注
	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導		居宅療養管理指導 予防居宅療養管理指導	○	
	特定施設入所者生活介護 介護予防特定施設入所者生活介護		特定施設生活介護 予防特定施設生活介護		○
指定居宅介護支援 指定介護予防支援	居宅介護支援 介護予防支援		居宅介護支援 介護予防支援		○
指定施設サービス等	介護福祉施設サービス (特別養護老人ホーム)		介護福祉施設		○
	介護保健施設サービス (老人保健施設)		介護保健施設	○注	○注
	介護療養施設サービス (療養病床等)		介護医療施設	○注	○注
	介護医療院サービス		介護医療院	○注	○注
地域密着型サービス	グループホーム 小規模多機能型居宅介護 他		種々		○

(注) 平成17年10月より全額自己負担となった居住費・食費(食材料費と調理費)・滞在費は「その他の収入」です。

また、利用者の負担軽減のために介護保険から支給される「特定入所者介護サービス費」・「特定入所者支援サービス費」も「その他の収入」です。

6 添付書類のお願い

この計算書を提出する場合は、以下の書類を提出してください。

- (1) 損益計算書
 - (2) 法人税法施行規則別表4「所得金額の計算に関する明細書」の写し
 - ※ 損益計算書の計上金額から本計算書に移記された金額が明瞭に確認できない場合は、以下の内訳書を添付してください。
 - (3) 損益計算書の収入金額から、本計算書への計上金額にいたる、集計表等の内訳書
 - (4) あん分計算にあたり、除外した金額がある場合には、その内訳書
 - ※ 介護保険事業を行っている場合は、以下の内訳書を添付してください。
- なお、独自で内訳書を作成されている場合は、これに代えて提出していただいても結構です。
- (5) 「介護保険事業にかかる収入金額の内訳書(参考様式)」